

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
「当日起が休日に當
たるときは、そ
の翌日

新たに画する町の名称

同上の区域（平成七年七月十七日現在の地番による。）

鳥取県知事 西尾邑次

新たに画する町の名称	同上の区域（平成七年七月十七日現在の地番による。）
若葉台北四丁目	生山字海老谷四一四の三の一部、四一五の一部、四一六及びこれらと一体なす国有地
若葉台南二丁目	生山字細谷五三二の一、五三一の四 生山字芋谷五三五の一の一部、五三五の三の一部 生山字蝦谷五五九の一の一部、五五九の三の一部、五五九の五の一部、五六〇の一、五六二の五の一部、五六二の六の一部、五六二の八の一部、五六二の九の一部
区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成七年七月十七日現在の地番による。）
生山字細谷域	若葉台南二丁目の全域 生山字海老谷四一四の二 生山字蝦谷五五九の三の一部、五五九の七、五六〇の三、五六二の六の一部、五六二の七、五六二の一 生山字芋谷のうち五三二の二、五三三の四以外の区域
生山字蝦谷	生山字芋谷のうち五三五の二の一部、五三五の三の一部以外の区域 生山字細谷のうち五三二の二、五三三の四以外の区域

鳥取県告示第二十号

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町の区域を新たに画し、並びに町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設並びに町及び字の区域の変更是、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第四項後段の規定に基づく鳥取新都市土地区画整理事業（第十九工区）の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年一月十九日

鳥取県告示第二十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百二十二条第三項の規定に基づき、地域振興整備公団から鳥取新都市土地地区画整理事業（十九丁区）の宅地について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項後段の規定による告示する。

平成八年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

平成8年1月19日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

鳥取県告示第二十一号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百一十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のとおりに改正し、平成八年一月十八日から施行する。

平成八年一月十九日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

受験番号	氏名	受験番号	氏名
6	福間孝子	14	江澤美紀
21	木村健人	33	石井暁朗
34	河津久志	47	矢城宏明
54	永井一郎	69	佐々木明司
105	本池美由紀	124	石賀孝司

第一号の表中

倉吉支店	倉吉市堺町二丁目
倉吉中央支店	倉吉市明治町

に改める。

倉吉支店	倉吉市堺町二丁目
倉吉中央支店	倉吉市明治町